

岐阜市立島小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 4 月改定
令和元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立島小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校の教育は、学校の教育目標「心身ともにたくましい子～げんきいっぱい やさしさいっぱい ちえいいっぱい ゆめいっぱい」の具現に向け、「つなぎ、つながり、学び合う教室のある学校づくり」「つながり、学び合う『積極的な生徒指導』の推進」を経営の重点におき、教育活動を行っている。年間を通して『学び合い』や「良いこと見つけ」を位置づけ、豊かな人間関係能力の育成に取り組んでいる。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかりわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が通過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

「どんな理由があってもいじめはいけない」と言える児童の割合の向上を目指します。

いじめは早期発見、早期対応、組織的な対応が重要である。いじめの構図は、加害者と被害者だけでなく、周りで見て煽り立てる扇動者・見ているだけの傍観者・いじめを見て見ぬふりをする無関心者など、いろいろな人間関係が絡んでいる。いじめを受けた被害者の心に寄り添い、安心して楽しく生活できるようにケアや支援を継続するとともに、加害者・扇動者等には被害者への謝罪と約束だけでなく、人としての生き方に関わる指導が必要である。いじめについては、児童の命に関わる最も重要な生徒指導という認識のもと、校長・教頭の管理職が前面に立って指導する。

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

①「分かる・できる授業」の推進

- ・すべての児童が、主体的に活動したり、小集団を活用し、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導や共同学習の充実を図る。
- ・児童が主体的にいじめの未然防止に取り組むことや、いじめがあったときに見逃さず、解決して乗り越える力を、日常の指導や学級活動、道徳の授業等を通して育成する。
- ・児童が存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くことができるよう、係活動や委員会活動、縦割り活動などに取り組む。

②規範意識・主体性・自治力などを育成する指導

- ・すべての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を高めながら望ましい人間関係を作ることができるよう、常時活動の充実を図り、よさを認め合う学級経営に取り組む。
- ・いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童会による「いじめゼロ宣言」や、定期的に「いじめを見逃さない日」（本校では「こころをつなぐ日」）等を位置付け、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないこと等について、「その場で、見逃さず、繰り返し」指導する。
- ・全ての学級が、仲間のよさや頑張りに目を向け、個の考え方の違いを認め合うことができるよう、よいことを見つけ「プラスワン」を位置づけ、常時的に取り組めるよう指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・互いを尊重し合い、望ましい人間関係づくりをめざし、友達の名前は「さん付け」で呼び合い、正しい言葉遣いや「ふわふわ言葉」でコミュニケーションをとれるように指導する。
- ・各担任をはじめ全教職員の日常的な情報共有に努めつつ、PTAや見守り隊、子ども110番の家等からの情報も積極的に共有する。また、問題行動等の状況に応じて、スクールカウンセラーやエールギふ等、関係機関との連携を図るとともに、いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）の充実を図り、全教職員が共通理解・行動で組織的に対応する。
- ・アンケートの目的や意図、活用方法を明示し、計画的にアンケートを実施する。児童や保護者、教職員を対象とし、アンケート結果は、学年間で即日共有するとともに、校長や教頭、生徒指導が必ず実際の児童の実態と状況を把握し、問題解決に向けて担任とともに指導する。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

①体験活動の充実

- ・様々な人と関わり合って社会性を営み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
(枝豆活動・高齢者とのふれあい活動・静春訪問・世界に温かい心を届ける集会など)

②道徳教育の充実

- ・「いじめを見逃さない日」の取組をはじめ教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心や他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実し、生命の尊厳への理解を深める。

③人権教育の充実

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行

「動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・学校における教育活動全体において、学校の生徒指導全体計画をもとにして、以下の3点を留意した指導を充実させる。

- ① 児童に自己有用感を与える。
- ② 共感的な人間関係を育成する。
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

- ・学校生活をよりよくしたいという願いをもとに、全ての児童や教職員が意識する「島小5つのやくそく」を共通視点とし、通信や全校放送、集会等を通して児童の姿を認め、価値付け・方向付けをする。係や委員会の活動で見られるよさや頑張りも同様に行い、家庭や地域に発信するよう努める。安全な使い方について、授業参観や親子交流等で外部の専門家を招いた講習会を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、学年通信や懇談会等で指導した内容を具体的に伝え、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。またそれらの機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・SNSを含むインターネットの安全な使い方について、授業参観や親子交流等で講習会を行ったり、学校職員や警察、専門家等の外部講師等による研修を行ったりして、いじめに対する対策を推進する。

3 いじめの早期発見・早期対応

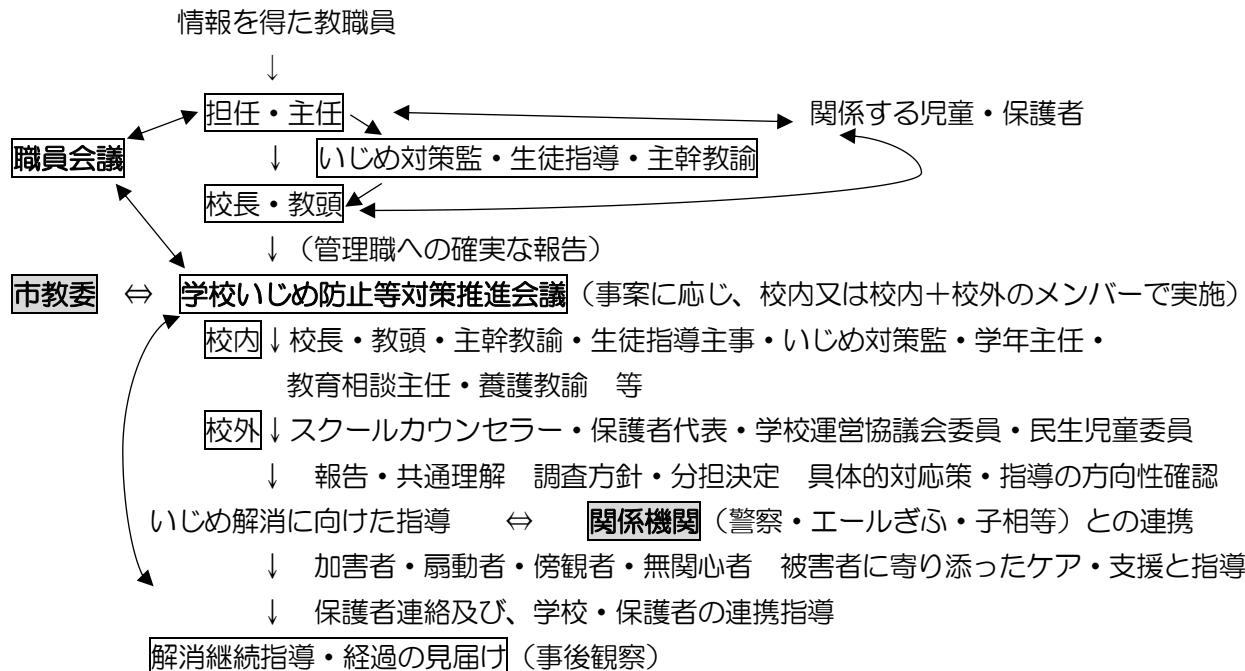
(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・「見ようとしないとみつからない。」「『いじめ』はどこかで起きている。」という意識を全教職員が強く抱き、貫くことで、児童の「いじめ」に対する意識も高めていくと捉え、児童や保護者に対して全教職員一人ひとりが共通認識・共通行動を姿で示す。
- ・校内に複数箇所、ポストを設置し、困ったときや相談したいときに児童が声を挙げやすい環境を整えるとともに、即日に対応し指導する。
- ・隨時、SOSの出し方を具体的に指導し、いじめの傍観者にならないための対応方法を身に付けることができるようとする。
- ・学級活動において「ロールプレイング」を位置付け、いじめ発生時における対応演習を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な言葉掛け、チェックシートの活用、定期的なアンケート（本校では「いじめアンケート」は「心のアンケート」、「情報提供アンケート」は「友達の心のアンケート」）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートは、自宅での記入とし、保護者配信メール等で周知する。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止等対策委員会」参照）で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

★いじめ情報をキャッチしたら・・・



(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- いじめ対策監を筆頭に校長、教頭、主幹教諭を中心に、配慮が必要な児童の学級を重点に校内巡回を行う。担任や児童、保護者等からSOSを受けた職員は、「いつ・どこで・誰が・何をした」を端的に伝達するか、その場にいる職員に指示・分担をし、迅速に対応する。
- 全教職員は、基本的に1日2回（出勤時・退勤時）、データ化した児童の記録に目を通す。また、各担任は、問題行動が発生した後、24時間以内に職員室の各自のパソコンに把握した事実や現状を入力し、24時間以内に全職員が情報を共有する。

(4) 教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、不安や悩みを抱える児童に働きかけ、教育相談を進める（開発的教育相談）。特に、問題がおきていない時こそ、信頼関係が築けるように日常から児童理解を図るように努める（予防的教育相談）。
- ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」を活用したり、問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応したりできるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる（問題解決的教育相談）。
- 児童の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

(5) 教職員の研修の充実

- 年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修のほか、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料（「いじめ防止これだけは！」等）を活用し、一人一人の教職員が、学校組織で判断・情報共有することに徹し、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、対応・連携の在り方等について研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめと疑われる事案が発生したときは、丁寧に事実確認を行い、正しく保護者に状況を伝えることができるよう、情報収集を行う。
- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者へ事実の報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、いじめた側の児童にいじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいくとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を解決するために、学校だけで抱え込みず、日頃から諸機関（教育委員会・警察・子ども相談センター・エールぎふ・こどもサポート総合センター・民生児童委員・学校運営協議会委員・スクールロイヤー等）とのネットワークを大切にし、教育委員会へ直ちに報告し、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに関わる相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録および共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等生徒及びその保護者の支援並びに加害児童等生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー
人権教育推進委員、主任児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜市立島小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> 入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下方針）の説明 学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 職員研修会の実施（「方針」前年度の実態と対応等の引継の確認） 学校運営協議等で「方針」説明 個人懇談での保護者からの情報収集 PTA総会で「方針」説明 *今年度は紙面、メール配信により行う。 教職員によるよいこと見つけ「プラスワン」（児童への視点の提示） 「なんでも相談」アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「方針」の確認 いじめの早期発見・早期対応につなぐ。 年間通して「あのねポスト」を設置し情報収集する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）実施（学校運営協議会で「方針」の説明） 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月3日にあわせた「いじめを見逃さない日」と、教員チェックリストを実施する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日） 「いじめについて考える集会」に向けた取組 「心のアンケート（いじめアンケート）」と「友達の心のアンケート（情報提供アンケート）」、教育相談の実施（実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け） よいこと見つけ強化週間と教員チェックリストの実施（3日前後） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える日」7月3日 VRアセスメントの実施 Wサポートプランの実施（事後指導等の見届け） 第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 職員会議（第1回県いじめ調査の校内調査報告） 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	対策等の見直し 第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（インターネットいじめも含めた研修会） 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりによる取組の見直し等の公表 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 児童（保護者）向けネットいじめの研修 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	前期の取組評価
11月	<ul style="list-style-type: none"> 児童集会での「いじめについて考える日」提案と、集会の実施（「ひびきあいの日」児童のいじめ防止対策の発表） 「いじめゼロ宣言」の学級指導、取組実施（人権週間） いじめ防止強化週間の取組（11月21日～25日） 心のアンケートと友達の心のアンケート、教育相談とWサポートプランの実施（実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け） よいこと見つけ強化週間と教員チェックリストの実施（3日前後） 	児童会：執行委員 ビデオ視聴
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめについて考える集会」 第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（中間交流） 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議（第2回県いじめ調査の校内調査報告） 各指導部での4月から12月の成果と課題、今後の見通しの確認。 児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	

2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ防止等対策委員会」の実施 ・児童会による取り組みのまとめ ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）の実施（学校運営協議会で取組の報告） ・心のアンケートと友達の心のアンケート、教育相談とWサポートプランの実施（実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け） ・よいこと見つけ強化週間と教員チェックリストの実施（3日前後） 	第3回県いじめ調査（追跡）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（年間） ・学校だより、ホームページ等による取組の報告 ・児童によるよいこと見つけ「プラスワン」と、教員チェックリストの実施（3日前後） 	第3回県いじめ調査（国の調査も兼ねる） 今年度の取組評価 ↓

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。学校いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

（2）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。